

身体障害者実態調査結果表

昭和30年10月15日現在

厚生省社会局

ま え が き

身体障害者福祉事業も法律制定後六ヶ年を経過し、順調な発達を遂げてまいりましたが、顧みま
するに、常に適切な施策の基礎は、的確なる対象者の把握から出発しなければならないのでありま
して、この意味からも政府に於きましては絶えずこれの科学的な実態調査の必要を痛感して参つた
のであります。

身体障害者の実態につきましては、昭和二十六年末に全国調査を実施し、これに基づきまして各種
の援護措置の充実が図られて参つたのでありますが、その後の社会状勢の推移と更生援護の徹底に
よりその実態につきまして可成りの変動が予想されましたので、援護施策の一層の進展を図るため、
このたび身体障害者の詳細な実態調査を実施することになった次第であります。

この調査は、何分にも短期間に結果をまとめ上げなければならない事情に迫られ、しかも二百分
の一の抽出率で行わなければならなかつた関係から結果の推計にはなお検討すべき事項が多々あり
ますが、幸い関係各位のこの事業に対する深い御理解と積極的な御協力により略々その目的を達成
することができましたことは誠に感謝に堪えないところであります。

なお、この資料について、不備の点は後日各方面の御協力を得て是正したい所存であります。

この調査の実施に当つて、非常な御努力を煩わした都道府県、市及び町村の関係者各位並びにこ
の調査の技術的指導、集計及び製表について御協力を賜わつた厚生大臣官房統計調査部の関係者各
位にこの機会に深く感謝の意を表する次第であります。

昭和三十一年三月

厚生省社会局長

安 田 巖

目 次

	頁
第 1 編 記 述	
第 1 章 調査の概要	1
1 調査の目的	1
2 調査の対象及び調査客体	1
3 調査の時期	1
4 調査の方法	1
5 用語の説明	1
6 結果の推計	10
第 2 章 身体障害者数	10
1 全国の身体障害者数	10
2 都道府県別にみた身体障害者数の分布	11
3 世帯種別、障害種類別にみた数	11
4 身体障害者手帳所持者数	12
5 性別、年齢別にみた数	12
6 配偶関係よりみた数	13
第 3 章 障害について	14
1 障害の程度	14
2 障害の種類と障害の原因	14
3 障害時の年齢	15
4 障害種類別にみた教育程度	15
第 4 章 施設入所の状況	16
施設別入所者数	16
第 5 章 職業及び生活状況	16
1 障害種類別、職業別数	16
2 身体障害者の収入（勤労・事業）収入階層別数	17
3 世帯構成人員別、身体障害者数	18
4 世帯収入（現金・現物）階層別数	18
5 就業別にみた身体障害者数	19
第 6 章 更生医療	19
1 障害種類別にみた更生医療の要否者数	19
2 更生医療受療者の費用負担の状況	20

第一編

記述

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

身体障害者の福祉に必要な基本的事項を調査し、これを的確に把握することにより、身体障害者福祉法の円滑適正な運用に資することを目的とする。

2. 調査の対象及び調査客体

この調査は、身体障害者福祉法別表に掲げる程度の障害を有する年齢 18 才以上の男女について、全国の世帯を対象として調査を行い、調査の客体は単純系統的抽出法により 1/200 の抽出率で選ばれた世帯である。世帯の選定の方法は、昭和29年4月1日に実施された厚生行政基礎調査地区（昭和25年の国勢調査地区を基として 1/100 の抽出率で単純に系統的に抽出を行つた 3,690 地区）の 1/2 を単純に系統的に抽出を行つた 1,846 地区の全世帯について調査した。

3. 調査の時期

昭和30年10月15日現在について行つたものである。

4. 調査の方法

調査員が次に示す身体障害者実態調査世帯票及び個人票を用い、被調査世帯を訪問して面接調査した。

5. 用語の説明

(1) 世帯とは、次のどれかに該当するものをいう。

(i) 調査日現在事実上の住居をともにし、かつ事実上の家計を一つにしている者の集り。

(ii) 調査日現在1人で独立の家計を維持する者。

ここで云う家計とは、日常生活を営むための収支をいう。

(2) 世帯構成員とは、調査日現在その世帯で住居及び家計をともにしている者又は一人で独立の家計を維持している者並びに本来この世帯の構成員たるべきもので施設（身体障害者更生援護施設、保護施設、医療施設、特殊学校）に入所中の身体障害者をいう。従って、家事使用人であつても住居家計をともにしている者や、生活の本拠をこの世帯において従業上の都合若しくは職業上の目的をもつてその就業場所を移動するものは、世帯構成員とするが、これに反してその生活の本拠を一定地に移し、その地において就業したり、生活したりしている者は、たとえ日常生活上の経済関係がある場合でも世帯構成員とはしない。

(3) 施設を次のように分ける。

行政管理庁承認第1059号
 昭和30年9月28日より昭和30年11月30日まで
 2-7-4-1
 昭. 30. 9. 22. 登録

身体障害者実態調査世帯票

厚生省

(昭和30年10月15日現在調査)

都道府県 市郡 区町村

福祉事務所名 _____
 調査員職氏名 _____

地区番号		世帯番号		(1) 世帯構成 調査日現施設 在在宅者入所者		(2) 世帯種別		1 被保護世帯であつて社会保険加入世帯		2 被保護世帯		(3) 作付の可能な 耕地(田, 畑, 園地) の面積		町 反	
世帯構成 成員数		人 人		人		3 社会保険加入世帯 4 その他の世帯									
世帯 構成員 の 状 況	(4) 世帯構成員番号	(5) 続柄	(6) 性別	(7) 年齢	(8) 身体障害の有無	(9) 身体障害者手帳所有の有無	(10) 不在理由					(11) 摘要			
	1	世帯主	男女	才	有 無	有 無	1. 更生援護施設入所中	2. 保護施設入所中	3. 医療施設入院中	4. 特殊学校	5. その他 ()				
	2		男女	才	有 無	有 無	1 3 4 2 5 ()								
	3		男女	才	有 無	有 無	1 3 4 2 5 ()								
	4		男女	才	有 無	有 無	1 3 4 2 5 ()								
	5		男女	才	有 無	有 無	1 3 4 2 5 ()								
	6		男女	才	有 無	有 無	1 3 4 2 5 ()								
	7		男女	才	有 無	有 無	1 3 4 2 5 ()								
	8		男女	才	有 無	有 無	1 3 4 2 5 ()								
	9		男女	才	有 無	有 無	1 3 4 2 5 ()								
10		男女	才	有 無	有 無	1 3 4 2 5 ()									
施設 の 状 況	(12) 世帯構成員番号	(13) 施設の名称	(14) 施設の種別	(15) 施設 の 所 在					(16) 摘要						
摘要															

行政管理庁承認第1059号
 昭和30年9月28日より昭和30年11月30日まで
 2-7-4-2
 昭. 30. 9. 22 登録

身体障害者実態調査個人票
 (昭和30年10月15日現在調査)

都道府県 郡市 町村
 厚生省

福祉事務所名
 調査員職氏名

地区番号		世帯番号		調査員職氏名					
(1) 世帯構成 員番号	(2) 性別	(3) 年齢	(4) 配偶	(5) 学歴	(6) 身体障害者 手帳所有の有無	(7) 保護の種類	(8) 施設入所の有無	(9) 世帯主との続柄	(10) 世帯構成員数
	男女	才	1 未婚 2 有配偶 3 離別 4 死 5 その他	1 未就学 2 小学(旧制高小)卒 3 中学(旧制中)卒 4 高校(旧制高小)卒 5 短大(旧高専)卒 6 大学卒	有 無		有 () 無	世帯主 その他	調査日現在 在宅者 計 人 人
(11) 障害の種類 及び程度	1 視覚障害		2 聴覚又は平衡機能の障害		3 音声機能又は言語機能の障害		4 肢体不自由		
(12) 障害時の年齢	才	(13) 障害の原因	1 先天的疾患による、後天的 2 旧軍人軍属で公務上の災害による 3 業務上の災害による 4 疾病による 5 交通機関による 6 戦災による 7 天災による 8 その他						
(14) 更生 医療	必要の有無	受療の状況	費用の負担状況					受療の結果	
	有 無	1 受けたことあり 2 現在受けている 3 受けたことなし	1 自費(回)、福祉法による(回) { 2 一部公費負担(回)、3 全額公費負担(回) } 4 援護法による 5 その他 1 自費(回)、福祉法による(回) { 2 一部公費負担(回)、3 全額公費負担(回) } 4 援護法による 5 その他					級 → 級	
(15) 補装具	必要の有無	必 要 と す る 補 装 具 の 種 類							
	有 無	1 盲人安全つえ 2 義眼 3 眼鏡 4 補聴器 5 人工喉頭 6 義手 7 義足 8 装具 9 車椅子 10 尿取器 11 補助ステッキ 12 松葉つえ 13 断端袋							
	受給の有無	既に交付を受けた補装具の種類及受給回数							
	有 無	1 (回) 2 (回) 3 (回) 4 (回) 6 (回) 7 (回) 8 (回) 9 (回) 10 (回) 12 (回) 13 (回)					1 自費(回)、福祉法による(回) 2 一部公費負担(回) 3 全額公費負担(回) 4 援護法による(回) 5 その他(回)		
(16) 職業 について	職業の種類	1 教授及び教師 2 あんま師はり師きし師 3 事務従事者() 4 呼売人、行商人及露天商 5 4以外の販売従事者 6 農夫、牧夫及類似従業者 7 金属及金属関係従業者 8 指物職人及木製家具細工物職 9 裁縫師 10 その他()							
	就業の状況	1 従業中(1 業主 2 常用 3 日雇 4 家族従事者 5 その他) 6 休業中 7 失業中 8 就業不能 9 その他							
(17) 収入の 状況	収入の種類	世帯収入(月額)		本人の収入(月額)(再掲)					
	1 勤労収入(内職収入を含む) 2 事業経営からの繰入金 3 財産収入 4 恩給、年金、失業保険等の収入 5 生活保護法による扶助金 6 その他の収入 計	円		円 円 円 円 円 円					
(18) 支出の状況(現金実支出)	円		(19) 事業経営世帯の事業上の総収入額						
備考									

(i) 身体障害者更生要護施設

身体障害者福祉法に規定する身体障害者の更生要護機関であつて、肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、身体障害者収容授産施設をいう。

(ii) 保護施設

生活保護法に規定する保護施設であつて、養老施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設をいう。

(iii) 医療施設

医療法に規定する病院、診療所をいう。

(vi) 特殊施設

学校教育法に規定する盲学校及びろう学校をいう。

(4) 身体障害者とは、身体障害者福祉法別表に掲げる程度の身体上の障害がある18才以上の者で、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものであると否とを問わない。

障害程度の等級は身体障害者福祉法別表の等級により、二種類以上の障害を有する者についてはその重度の一方のみをとつた。

身体障害者障害程度等級表

級別	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能又は言語機能の障害		肢 体 不 自 由		
	聴覚障害	平衡機能障害	音声機能障害	言語機能障害	上 肢	下 肢	体 幹
一級	両眼の視力(万国式視力表により測つたものをいい屈折異常のある者については、きょう正視力について測つたものをいう。以下同じ。)の和が〇・〇一以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐つてゐることができないもの
二級	両眼の視力の和が〇・〇二以上〇・〇四以下のもの	両耳の聴力損失がそれぞれ九〇(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立を保持することが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
三級	両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの	両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)		音声機能又は言語機能の障害を失ふ	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショーパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 体幹の機能障害により歩行が困難なもの

<p>四級</p>	<p>1 両眼の視力の和が〇・〇九以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ五度以内のもの</p>	<p>1 両耳の聴力損失が七〇デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話し言葉を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの</p>	<p>音声機能又は言語機能の著しい障害</p>	<p>1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれかが関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて、一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害</p>	<p>1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下腿を下肢の二分の一以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して一〇センチメートル以上又は健側の長さの十分の一以上短いもの</p>
<p>五級</p>	<p>1 両眼の視力の和が〇・一三以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの 3 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの</p>	<p>平衡機能の著しい障害</p>	<p>1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害</p>	<p>1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して五センチメートル以上又は健側の長さの十五分の一以上短いもの</p>	
<p>六級</p>	<p>一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもので両眼の視力の和が〇・二を超えるもの</p>	<p>1 両耳の聴力損失が六〇デシベル以上のもの（四〇センチメートル以上の距離で発せられた会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力損失が八〇デシベル以上他側耳の聴力損失が四〇デシベル以上のもの</p>	<p>1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの</p>	<p>1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害</p>	
<p>七級</p>			<p>1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能の軽度の障害</p>	<p>1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢の健側に比して三センチメートル以上又は健側の長さ</p>	

		能を全廃したもの	の二十分の一以上短いもの
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は一級上の級とする。但し二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、七級に該当する障害が二以上重複する場合は、六級とする。</p> <p>3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、地方身体障害者福祉審議会の意見を聞いて定めるものとする。</p>	<p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐結節の高さより計測したもの）をもつて計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるふし下端までを計測したものをいう。</p>	

(5) 世帯種別を次のようにわかる。

(i) 被保護世帯とは、調査日現在継続して生活保護法の適用を受けている世帯をいい、調査日にたまたま出産扶助、葬祭扶助及び一部の生業扶助などを受けた世帯は入れない。

被保護世帯をその世帯構成員中に社会保険の被保険者（共済組合にあつては組合員）またはその被扶養者が1人でもいる世帯とそうでない世帯とに分ける。

(ii) 社会保険加入世帯とは、被保護世帯以外の世帯であつて、調査日現在に国保、健保、船保、共済及び日健等の社会保険に加入している者又はその被扶養者が1人でもいる世帯をいう。

(iii) その他の世帯とは（i）及び（ii）以外の世帯をいう。

(6) 身体障害の原因を次のように分ける。

(i) 先天的疾患による。

妊娠中又は出産時に身体障害の原因があつたと考えられる者で学令前までに身体障害が発見された場合とした。

(ii) 後天的原因によるものを次の如く六種に分類した。

イ) 旧軍人軍属で公務上の災害による。

ここでいう旧軍人軍属とは戦傷病者戦没者遺族等援護法第2条に規定する旧軍人軍属が、戦斗又は職務遂行中受傷した場合をいう。

ロ) 業務上の災害による。

工場その他の事業所若しくは収入のある仕事に従事中身体に障害を受けた場合をいう。

ハ) 疾病による。

病気に罹患し、それが直接の原因で身体に障害を生じた場合をいう。

ニ) 交通機関による。

電車、バス等の交通機関を利用中若しくは、それが直接の原因となつて障害を受けた場合であるが、バス、電車等の運転手等交通機関に従事する者がその業務に従事中の事故による場合は業務上の災害とした。

ホ) 戦災による。

イ) 以外で主として空襲その他戦争に起因する事故により身体に障害を受けた場合をいう。

ヘ) 天災による。

地震、火災、水害等自然現象が直接の原因となつて身体に障害を受けた場合をいう。

ト) その他

イ) からへ) まで以外の原因によるものはすべてここに含まれる。

(7) 障害時の年令

身体障害者福祉法別表に該当する程度の障害を生じた当時の満年令で記入し、1年未満の月数は切捨てることとした。従つて、当初受けた障害が法別表に該当しない程度のものであり、その後の障害により法別表に該当するに至つたときは後者の障害を受けた時をもつて障害時の年令とした。

(8) 更生医療とは、身体に障害のある者の社会的生存の安全性を回復し、又は獲得させることを目的として、一般医療において既に治ゆ（欠損治ゆ、変形治ゆ等いわゆる不完全治ゆをいう。）したと考えられている障害に対して行われる医療である。

(9) 補装具とは、身体的欠損又は身体的機能の損傷を補い、日常活動、職業活動を容易ならしめるために不可欠と認められる人工的な工作物である。

(10) 費用の負担状況は、更生医療及び補装具の給付に要する費用の全額を障害者自身若しくは障害者の扶養者が負担したか又は身体障害者福祉法により一部若しくは全額を公費で負担したか又は戦傷病者戦没者遺族等援護法により給付を受けたか又はその他の方法で購入若しくは給付を受けたかの区分に応じその回数を計上せしめた。

又、補装具については、修理に要した、費用負担の状況を除外した。

(11) 職業について

職業の分類は極めて困難であるので、分類については厚生大臣官房統計調査部の作成した「人口動態調査の結果表章に用いる職業分類符号表」を参考とし、障害者の最も多く従事していると考えられる職種について10項目に分類した。

(12) 就業の状況を次のように分ける。

(1) 従業中とは調査日現在に障害者が収入のある仕事に従事している場合をいう。

従つて、病気その他の理由で仕事を休んでいるものは除外した。

(i) 業主とは、個人で農業、商店、工場、学校等を経営している場合その個人の経営主をいう。この場合その経営主が有給の雇人を使用しているか否かは問題ではなく、事業又は事業所の経営が団体等によつて行われている場合はその管理者は一応一般被用者と考え常用とした。

(ii) 常用とは、日雇以外の被用者をいい、ここでいう被用者とは、形式の如何を問わず個人又は団体等に継続して雇われ、俸給、賃金をもらつている者をいう。

(iii) 日雇とは、形式の如何を問わず他人に雇われて賃金を得ている者（日雇にできる者）であつて非農林業にあつては日々雇入れられる者、農林業にあつては1ヶ月未満の契約によつて雇入れられる者をいう。

なお、実際には1ヶ月以上にわたる雇用関係にある場合でも形式上の「雇用契約」が1ヶ月

身体障害者実態調査職業分類表

専門的技術的職業 (技術的従業者)	小売店の支配人及び管理人	その他の採鉱採石的作業者	時計工, 組立工, 修理工 製版印刷工 製木工 彫刻師及び印版師 袋物職 その他の特殊技能工, 生産工程従業者及び類似従業者
化学工業技術者 機械工業技術者 電気工業技術者 農業技術員 林業技術員 その他の技術的従業者	事務従事者 会計事務員 速記者, タイピスト及び筆耕 電話交換手 その他の事務従事者	運輸的職業 船頭(漁船を除く)	B 単純労働者
(教授及び教師)	販売従事者 呼売人, 行商人及び露天商人 勧誘員及外交員 商品の仲買人及び仲立人 人取売に従事する小売店主 販売店員及びその他の販売従業者	A 特殊技能工, 生産工程従業者及び類似従業者 (金属及び金属製品関係職業) 旋盤工 その他の工作機械工 その他の金属及び金属製品関係業者	(単純労働者(他に分類されないもの)) 土工 人元雑役
(その他の専門的従業者)	医師 その他の医療衛生技術者 あんま, マッサージ師, 柔道整復師及びはり, きゆう師 その他の療術師 音楽家及び音楽教師(除学校) 画家, 彫刻家その他の美術家及びそれらの教師(除学校) 会計士 宗教家及び宗教教師(除学校) 社会福祉事業職員 その他の専門的従業者	(紡織関係職業) 繰糸工 織布工 その他の紡織製品関係業者 (織物製品関係職業) 男子洋服裁縫師 和裁師及びドレスメーカー (木材及び木村製品関係職業) 大工 下駄職 竹細工職 その他の木材及び木製品関係業者	サービス職業 女中 守衛及び監視人 理髪師及び美容師 靴磨 掃除人 その他のサービス従業者
管理的職業	漁業者 漁業賃金労働者 漁及び貝類採取人 採鉱, 採石的職業 選鉱夫 選炭夫	(その他の特殊技能工, 生産工程従業者及び類似従業者) パン及び菓子職	分類不能の職業 分類不能の職業 未就業者 未就業者 非労働力 非労働力 不詳 不詳

以内であるものはその契約形式により日雇とした。しかし契約形式が不明確であるものは、賃金の支払形式などその実態によって判定した。ただし、子守、家事手伝などでこれを業として行うのではなく、時々頼まれてこれに従事し、受ける報酬が労働の対価というよりは謝礼又は友誼的授贈金と考えられるような場合は常用とも日雇ともせず「その他」にした場合も多い。

(iv) 家事従事者とは同一世帯の他の世帯構成員(世帯主を含む。)の業務に無給で従事している

場合にはここに入れた。

(v) その他は(i)から(iv)までの何れにも該当しない者、例えば家内労働(内職)により収入を得ている者はここに含まれる。

(2) 休業中とは、収入のある仕事をもっているが実際に働かず仕事を休んでいる場合には、ここに含まれる。但し、業主であって収入がないか又は収入の見込のない者及び賃金、俸給をもらわないか、又はもらうことになっていない一般被用者であって調査日現在で休業日数が引続き30日以上になっている者は失業中とし、家族従事者であって休業の日数が30日以上となっている者は「就業不能」又は「その他」の何れかに含めることとした。なお、待命等によって就労はしていないが給与の支給を受けている者はここに入れた。

(3) 失業中とは収入のある仕事をもっていない者の中、仕事につくため何等かの方法で積極的に仕事を探している者であるか、又は事業を始めるため若しくは、再開するため等でそれに必要な仕事に携わっている者はここに該当する。収入のある仕事をもっていなかった者で、しかも仕事を探していない者は「就業不能」又は「その他」に入れた。

(4) 就業不能とは、身体障害、疾病、老令等のために働くことができないものとした。

(5) その他には、(1)から(4)までの何れにも該当しない者がすべて含まれる。

(3) 収入の状況

収入を現金収入と現物収入とに分け、これを更に世帯収入と身体障害者個人の収入とに分類した。身体障害者個人の収入は世帯収入中の身体障害者の収入を再掲する形をとった。

(i) 現金収入は昭和30年9月1ヶ月間における現金の収入を勤労収入(内職収入を含む。)事業経営からの繰入金、財産収入、恩給、年金、失業保険等の収入、生活保護法による扶助金、その他の収入に分類計上せしめた。

ここでいう現金の実収入とは、この世帯に昭和30年9月1ヶ月間に入って来た俸給、賃金などの勤労収入、事業から家計に廻した現金、利子、地代等の財産収入、恩給、社会保険(失業保険、厚生年金を含む。)による給付金、生活保護法の適用を受けて入った現金、他人から送られた現金、その他の雑収入などの現金収入である。俸給、賃金等は負担金(税金)や社会保険料などが差引かれていることがあるが、差引かれる前の金額を計上するのであって、預貯金の引出し、賃金回収、財産を売って得た金、借金、質入金などのように見掛けの現金収入を除いたものである。

(ii) 現物収入は、物が現金の支出を伴わないで入って来る場合であって、物交、掛買、医療の現物給付及び自家生産物を家計面で消費した等の場合の収入を時価に換算したその実収入額である。但し、農業世帯の場合における米麦等の自家生産物の現物収入は、それを単に収穫しただけでは収入として計上せず、それが物交、贈与或は飲食等生計の資に充てられた時はじめてこれを時価に換算した額とした。

(4) 支出の状況

昭和30年9月中における飲食物費、外食費、住居費、光熱費、被服費、治療費、出産費、保健衛生費、負担金（税金）、社会保険料、教育費、修養娯楽費、交際費、交通運搬費、タバコ代、その他の雑費などのように世帯構成員の生活のために使った現金の合計額をいう。

なお、この支出額は日常生活上のものだけに限るので、農業世帯で種子、肥料、農具などを購入した費用、収穫時人を雇った費用などは含まない。同様に事業経営についても事業を経営するために使用した費用は含まない。

6. 結果の推計

調査対象及び調査客体の項で述べたように標本調査であるから、調査客体について集計された結果は、調査対象全部、即ち、全国世帯及び全国身体障害者について推計しなければならない。すなわち、各集計項目の統計数字に抽出率の逆数を乗じて推計すればよいわけであるが、調査客体選定の方法上本調査では204倍することになる。このようにして得られた推計値は当然標本抽出誤差を含むものであるから誤差が10%以上になるものについては推計前の実数を計上することにした。

なお、第二編の統計表の数字はすべて実数である。

第2章 身体障害者数

1. 全国の身体障害者数

昭和30年10月15日現在について行われた身体障害者実態調査の結果は、この調査の対象である総人口89,275,529人について785,000人の身体障害者（18才以上の福祉法別表に該当する程度の障害ある者、以下同じ。）が存在し、人口1,000人に対しては、8.8人の身体障害者の存在を示している。

この内訳を身体障害の種類別に示すと附表2の1の通りである。

附表2の1 身体障害の種類別全国推計数、人口（1,000人）対、及び百分率

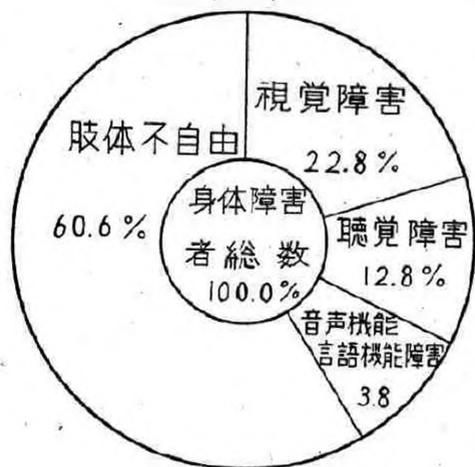
	総数	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害	音声機能又は言語機能の障害	肢体不自由
全国推計数 (単位1000)	785	179	100	30	476
人口(1000人)対	8.8	2.0	1.1	0.3	5.4
百分率	100.0%	22.8	12.8	3.8	60.6

障害種類別では肢体不自由者が476,000人で全身体障害者の過半数である60.6%を占め、視覚障害者が179,000人で22.8%、聴覚又は平衡機能の障害者（以下聴覚障害者という。）が100,000人で12.8%、音声機能又は言語機能の障害者（以下音声障害者という。）が30,000人で3.8%の順になっている。

1,000人対の身体障害者数を障害種類別にみると総数で8.8人、肢体不自由者は5.4人、視覚障害者

は 2.0 人、聴覚障害者は 1.1 人、音声障害者は 0.3 人である。

図2の1 身体障害者の障害種類別
百分率



2. 都道府県別にみた身体障害者の分布

都道府県別に身体障害者数をみると附表2の2の通りである。

附表2の2 都道府県別にみた身体障害者の分布

都道府県別 身体障害者 の実数	百分率	人口 (1000人) 対身体障 害者数
北海道	138	3.58
青森	61	1.58
岩手	60	1.56
宮城	57	1.48
秋田	59	1.53
山形	96	2.49
福島	116	3.02
茨城	90	2.34
栃木	65	1.69
群馬	85	2.22
埼玉県	147	3.83
千葉県	63	1.64
東京都	191	4.96
神奈川県	69	1.79
新潟県	142	3.69
富山県	47	1.22
石川県	53	1.38
福井県	40	1.04
山梨県	24	0.63
長野県	112	2.90
岐阜県	74	1.92
静岡県	97	2.52
愛知県	119	3.09
三重県	82	2.13
滋賀県	44	1.14
京都市	95	2.49
大阪府	130	3.37
兵庫県	133	3.39
奈良県	31	0.80
和歌山県	54	1.40
鳥取県	24	0.63
島根県	56	1.45
岡山県	102	2.65
広島県	95	2.49
山口県	88	2.29
徳島県	60	1.56
香川県	57	1.48
愛媛県	75	1.95
高知県	55	1.43
福岡県	152	3.95
佐賀県	55	1.43
長門県	75	1.95
熊本県	106	2.75
大分県	56	1.45
宮崎県	63	1.64
鹿児島県	157	4.08
計	3,850	100.0%

3. 世帯種別・障害種類別にみた数

身体障害者を世帯種別、障害種類別にみると附表2の3及び2の4の通りである。

すべての世帯種において肢体不自由の占める割合が大きく、次いで視覚障害、聴覚障害、音声障害の順となっている。

また、身体障害者について、1000人対の数をみると附表2の3の通りであり、被保護世帯が最も大きく、以下その他の世帯、社会保険加入世帯の順となり、被保護世帯では1000人対 35.0人であり、総世帯の8.8人の約4倍となっている。その他の世帯、社会保険加入世帯の数は略々平均に近いが、被保護世帯に比べて非常に低いことがわかる。同様のことがすべての身体障害者の障害種類についてもいえることは附表2の3で示した通りである。

附表2の3 世帯種別, 身体障害者の障害種類別数(人口1000人対)

	総 数	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	音 声 障 害	肢 体 不 自 由
総 数	8.8	2.0	1.1	0.3	5.4
被 保 護 世 帯	35.0	10.7	4.3	1.0	19.0
社 会 保 険 加 入 世 帯	7.9	1.7	1.0	0.2	5.0
そ の 他 の 世 帯	9.1	2.1	1.2	0.5	5.3

附表2の4 世帯種別, 身体障害者の障害種類別数百分率

	総 数	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	音 声 障 害	肢 体 不 自 由
総 数	100%	22.8	12.8	3.8	60.6
被 保 護 世 帯	100	30.6	12.3	2.9	54.2
社 会 保 険 加 入 世 帯	100	21.3	12.4	3.6	62.7
そ の 他 の 世 帯	100	23.5	13.5	4.5	58.5

4. 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数は 356,000 人であって、これは身体障害者数 785,000 人の 45.3% となっている。

これを障害種類別にみると附表2の6の通りである。

附表2の6 障害種類別, 身体障害者手帳の所持者数(単位1000人)

	総 数	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	音 声 障 害	肢 体 不 自 由
総 数	785	179	100	30	476
身 体 障 害 者 手 帳 所 持 者	356	85	35	12	224
未 交 付 者	429	94	65	18	252

5. 性別, 年齢別にみた数

この調査は、男 212,094 人、女 221,618 人について実施したのであるが身体障害者数を男・女別にみると図2の2の通りであって男が女より 213,000 人も多いことがわかる。これは戦傷病者の殆んどが男であることや男の職業との関係が考えられるが、これについては更に具体的な調査を必要としよう。又年齢別にみると附表2の7通りであって 30才～59 才までが最も多く、これは戦傷病者の殆んどがこの年齢層にあると考えられる。

図2の2 性別にみた身体障害者数

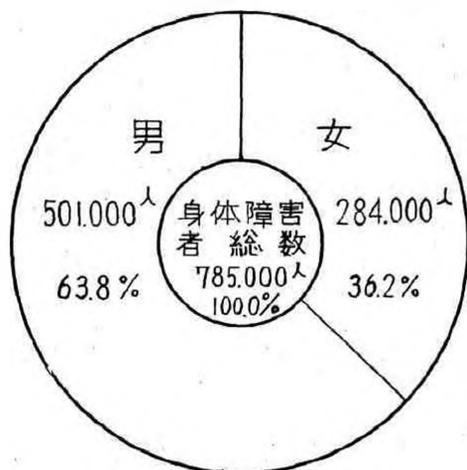
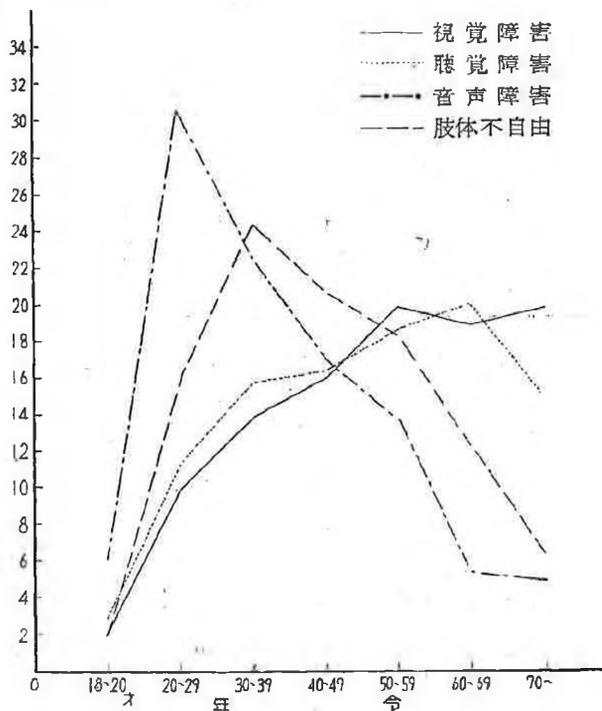


図2の3 障害種類別、年齢階層別、身体障害者数



附表2の7 年齢別、身体障害者数百分率

	総数	18-20	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
総数	100%	2.3	14.6	20.8	19.0	18.5	14.4	10.4
視覚障害	100	1.9	10.0	13.9	16.0	19.7	18.8	19.7
聴覚障害	100	3.0	11.4	15.7	16.3	18.9	19.9	14.8
音声障害	100	6.1	30.6	22.4	17.0	13.6	5.4	4.9
肢体不自由	100	2.2	15.9	24.3	20.7	18.3	12.2	6.4

6. 配偶関係よりみた数

身体障害者の配偶関係については、特に一般人と異なる特徴は見受けられないが未婚者が全体の23.5%、死別者が全体の15.6%を占めている。

附表2の8 配偶別、身体障害者数百分率

	総数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総数	100%	22.8	12.8	3.8	60.6
未婚	100	14.6	13.1	10.2	62.1
有配偶	100	22.2	11.4	1.9	64.5
離別	100	22.6	20.6	1.5	54.7
死別	100	36.9	15.6	2.1	46.0
その他	100	43.3	26.6	0	30.1

第3章 障害について

1. 障害の程度

身体障害者の障害程度を福祉法の等級別に分類すると附表3の1の通りであって、4級該当者が最も多く以下2級、3級、5級、6級、1級の順となっている。1級では視覚障害が41.1%を占めているのは障害の性格上当然と考えられる。

附表3の1 身体障害者の障害程度別数百分率

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不詳
総数	100%	12.9	18.7	16.3	21.1	15.5	15.0	0.5
視覚障害	100	41.1	20.6	7.7	7.5	7.4	14.7	1.0
聴覚障害	100	5.3	28.3	23.8	15.9	3.4	22.6	0.2
音声障害	100	6.8	32.0	41.5	16.3	0.6	1.4	1.4
肢体不自由	100	4.3	15.1	16.3	27.6	22.0	14.5	0.2

2. 障害の種類と障害の原因

障害の原因を先天的疾患によるものと後天的なものに分類してみると附表3の2の通りであって後天的原因によるものが、先天的なもの約7倍の数を示している。更に後天的原因による者の中では疾病によるものが後天的原因によるものの中58.7%を占めている。しかし、音声障害については先天的疾患によるものが後天的原因によるものより多い。

附表3の2 障害の種類別, 原因別数百分率

	総 数	視 覚	聴 覚	音 声	肢体不自由
総 数	100 %	100	100	100	100
先天的疾患	12.5	11.0	20.9	58.5	8.4
後 天 的	87.2	88.6	78.7	41.5	91.3
旧軍人軍属で 公務上の災害	11.3	5.3	4.1	6.5	15.0
業務上の災害	11.9	5.0	2.1	3.3	16.3
疾 病	58.7	72.5	67.2	62.3	51.9
交 通 機 関	2.7	0.4	0.5	1.7	3.9
戦 災	0.7	0.3	0.7	0	0.8
天 災	0.4	0.3	0.3	3.3	0.7
そ の 他	14.3	16.2	25.1	22.9	11.4
不 詳	0.3	0.4	0.4	0	0.3

3. 障害時の年齢

身体障害発生時の年齢を階層別にみると附表3の3の通りであって、9才未満の幼児期に障害の発生率が最も高い。これを障害の原因との対比において把えてみると幼児期に疾病に罹患し障害者となる者が非常に多いと考えられ障害の予防と早期発見及び早期の治療の重要なことを示している。これに次いで20才～29才までが多いが以下各層平均した数字を示している。又障害種類別にみるとこの時期における音声障害者の発生が83.7%で最も高く、聴覚障害者がこれに次いでいる。

附表3の3 障害種類別, 障害時の年齢階層別数百分率

	総 数	才未満 0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-	不 詳
総 数	100 %	30.0	12.4	18.4	11.3	9.5	8.6	8.5	1.3
視 覚 障 害	100	26.1	11.5	13.1	11.8	10.9	11.3	13.9	1.4
聴 覚 障 害	100	39.0	14.2	9.1	6.7	7.1	9.3	13.0	1.6
音 声 障 害	100	83.7	1.4	6.1	0.7	2.7	2.7	2.7	0
肢 体 不 自 由	100	26.2	13.0	23.2	12.8	9.9	7.9	6.0	1.0

4. 障害種類別にみた教育程度

教育の程度から身体障害者数をみると附表3の4の通りであって、小卒、中卒が大部分であり、全国平均数よりも少々低い。これは前述の障害発生時の年齢及び後述の生活程度と関係があると考えられる。即ち幼児期に疾病等により障害者となるものが多く、且つ、世帯構成員が多いために本人の家庭の

経済に与える影響が大であることから以後の教育を不十分ならしめることが主な原因と考えられる。しかし、この問題については、知能程度及び就学状況等の面からも検討を行う必要がある。

附表3の4 障害種類別、学歴別身体障害者数百分率

	総数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	小学卒	未就学
全国平均数	100%	1.1	3.4	13.8	40.1	31.1	10.5
総数	100	1.2	1.4	10.7	26.1	46.2	14.4
視覚障害	100	0.7	1.5	8.7	18.2	47.7	23.2
聴覚障害	100	1.4	1.0	6.3	18.9	46.5	25.9
音声障害	100	0	0	53.1	23.8	17.0	6.1
肢体不自由	100	1.5	1.5	9.7	30.8	47.4	9.1

第4章 施設入所の状況

1. 施設入所者数

抽出率の関係上施設入所者数の正確な推計は困難であるが、附表4の1では、医療施設への入所者が全体の約半数の42.2%を占め特殊学校がこれについて34.2%となっている。

附表4の1 施設入所者数の状況百分率

施設別	総数	更生援護施設	保護施設	医療施設	特殊学校	その他
百分率	100%	11.8	11.8	42.2	34.2	0

第5章 職業及び生活状況

1. 障害種類別、職業別数

身体障害者の職業を附表5の1の如く分類してみると身体障害者は「農夫牧夫及び類似従業者」が最も多いことがわかる。障害種類別にみると視覚障害者は「あんま師、はり師、きゆう師」が20.1を占めているがこのことは盲人にはこの職業が最も多いことを物語るものであろう。聴覚障害者及び音声障害者はこの障害の特異性から、比較的他の制約を受けない農夫牧夫及び類似従業者が多数を占めているものと考えられる。しかし、肢体不自由者は他の障害者と異なり、仮りに下肢不自由者であっても上肢が全然不自由でないので、手先きの仕事には差支えがないというように、その職種は相当広範囲に亘っ

ており健常人に近い状況を示している。このことが職業分類中の「その他」に肢体不自由者が多くその過半数を占めている所以と考えられるが同時に視覚障害その他の障害で、ここに含まれるものがあるのは就業不能者とに分類したものが可成り多いためと考えられる。

附表5の1 障害種類別、職業別数百分率

	総 数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総 数	100 %	100	100	100	100
教 授 及 び 教 師	0.7	0.5	0	0	1.0
あんま師はり師きゆう師	5.1	20.1	0.2	0	0.9
事 務 従 事 者	4.2	1.5	1.0	2.0	6.0
呼売人行商人及び露天商人	1.5	0.7	0.8	0	2.1
上記以外の販売従事者	6.0	3.2	4.7	0.7	7.6
農夫牧夫及び類似従業者	23.0	17.6	37.8	41.5	20.7
金属及び金属関係従業者	2.2	0.6	2.2	2.0	2.8
指物職人及び木製家具細工物職	1.9	0.7	2.0	3.4	2.2
裁 縫 師	3.0	0.2	1.9	6.2	4.2
そ の 他	52.4	54.9	49.4	44.2	52.5

2. 身体障害者の収入（勤労、事業）階層別数

附表5の2で示される如く身体障害者の収入は低所得が多く、殊に無収入者が全体の46.6%をしめ

附表5の2 障害種類別、収入階層別数百分率

	総 数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総 数	100 %	100	100	100	100
無 収 入	46.6	56.9	43.5	38.1	44.0
1～ 1,000 円	2.6	3.3	3.3	2.7	2.2
1,000～ 3,000 未済	11.0	8.3	15.4	27.9	10.1
3,000～ 5,000	9.1	8.5	10.6	15.6	8.5
5,000～ 10,000	14.5	12.9	17.1	10.4	14.9
10,000～ 15,000	7.2	5.5	5.1	0	9.0
15,000～ 20,000	4.4	2.5	3.0	2.1	5.7
20,000～ 30,000	2.9	1.6	1.6	0.7	3.9
30,000～100,000	1.1	0.5	0.4	1.8	1.5
100,000～以上	0.5	0	0	0	0.2
不 詳	0.1	0	0	0.7	0

ている。しかし、この中には純然たる就業不能、失業、その他による無収入の外に恩給、年金等の受給者、生活扶助等の受給者も含まれている。障害種類別にみると視覚障害者が5,000円～10,000円の階層に多いのは「あんま師、はり師、きゆう師」の収入がこの範囲内に多いことが考えられる。その他は3,000円未満の低所得を除いては一般に各層平均した状況にある。

3. 世帯構成人員別、身体障害者数

身体障害者の属する世帯の構成員数をみると附表5の3の通りであって、5人以上の世帯の者が全国平均数よりも可成り多く62.8%を占めていることがわかる。

このことは注目すべきことであって、身体障害者の発生或は身体障害者の属する世帯の貧困等と関係があると考えられる。

附表5の3 世帯構成人員別、身体障害者数百分率

	総 数	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	音 声 障 害	肢 体 不 自 由
総 数	100.0%	100	100	100	100
1 人 世 帯	(8.0) 4.1	6.3	4.7	4.1	3.2
2 人 "	(10.5) 8.1	10.1	7.7	6.8	7.5
3 人 "	(14.0) 11.5	10.7	12.4	6.8	11.9
4 人 "	(16.1) 13.5	13.9	11.4	14.0	13.8
5 人 以 上	(51.4) 62.8	59.0	28.8	68.3	63.6

() 内は全国平均数を示す。

4. 世帯収入（現金・現物）階層別数

附表5の4は身体障害者の属する世帯の現金収入と時価に換算した現物収入の階層別分布の状況であるが、これを見ると収入5,000円から30,000円までのものが全体の殆んどを占めている。これを身体障害者本人の収入と比較してみると本人が殆んど被扶養者であることを示しているが、一方世帯構成員数との関係からみると依然として身体障害者の属する家庭が低所得階級であることが明かである。

附表5の4 世帯収入（現金・現物）階層別、身体障害者数百分率

	総 数	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	音 声 障 害	肢 体 不 自 由
総 数	100%	100	100	100	100
0～1,000円	0.05	0.2	0	0	0
1,000～3,000	2.9	4.9	3.5	0	2.4

3,000～5,000	5.3	7.8	5.3	8.2	4.1
5,000～10,000	20.7	22.6	22.2	19.0	19.7
10,000～15,000	23.0	22.3	20.1	19.7	24.1
15,000～30,000	37.6	33.3	36.6	40.8	39.2
30,000～100,000	10.0	8.1	12.2	11.6	10.0
100,000～以上	0.3	0.2	0.1	0	0.4
不詳	0.15	0.6	0	0.7	0.1

5. 就業別にみた身体障害者数

身体障害者の就業状況は附表5の5の通りであって従業中の者が全体の58.9%を占めている。この中業主が多いのは、職業で「農夫牧夫及び類似従業者」が多いためと考えられる。又、就業不能の者が全体の27.6%を占めているのは、障害のために全く作業能力が損傷している者というよりむしろ適当な職種と技術が与えられないために生活扶助或は恩給年金等により生活することを余儀なくされている者が多いと考えられている。

附表5の5 障害種類別、就業状況百分率

	総数	視覚障害	聴覚障害	音声障害 [※]	肢体不自由
総数	100%	100	100	100	100
従業中	59.0	47.0	69.1	62.6	61.1
業主	24.5	27.4	22.3	10.2	24.8
常用	13.0	6.9	9.8	11.6	16.0
日雇	3.0	1.5	4.9	7.5	2.9
家族従事者	13.6	8.6	25.8	29.3	12.0
その他	4.9	2.5	6.3	4.0	5.4
休業中	1.7	2.4	0.6	0.7	1.8
失業中	1.6	0.9	0.6	2.7	2.1
就業不能	27.6	37.7	19.3	21.1	25.9
その他	10.1	12.0	10.4	12.9	9.1

第6章 更生医療

1. 障害種類別にみた受療の状況及び要否者数

更生医療は昭和28年度から実施されることになったので未だ日が浅いにも拘らず更生医療を必要とする

る者の中既に 97.5% が受療している。しかし、過去に受療した者であって、今後もお必要とする者が 55.6% もあることは注目しなければならない。

要否者数をみると全体の 87.2% が必要としない者である。これは視覚障害や或る種の肢体不自由では既に臨床症状が消退し、症状が固定した者の更生医療は不可能であること及び障害時の年齢との関係によるものと考えられる。

附表 6 の 1 障害種類別、更生医療の受療状況及び要否者数百分率

	総 数	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	音 声 障 害	肢 体 不 自 由
総 数	100 %	100	100	100	100
要	12.8	14.9	8.3	6.1	13.3
否	87.2	85.1	91.7	93.9	86.7
受けたことあり	100 %	100	100	100	100
要	47.0	57.7	53.7	55.6	61.4
否	53.0	42.3	46.3	44.4	38.6
現在受けている	100 %	30.8	7.7	3.8	57.7
受けたことなし	100 %	100	100	100	100
要	47.0	5.1	2.3	2.2	6.4
否	53.0	94.9	97.7	97.8	93.6

2. 費用負担の状況

更生医療における費用負担の状況は附表 6 の 2 にみられる通りであって、自費による者が 89.7% の多きにのぼっている。しかし、この自費の中には福祉法による全額自費は極めて少いものと考えられ、同時に更生医療制度が新しいものであるところから、福祉法による更生医療以前の更生のための医療を自費で行った者が殆んどであると考えられる。又福祉法による更生医療のうち全額公費負担による者

附表 6 の 2 更生医療受給者の費用負担状況別件数百分率

	総 数	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	音 声 障 害	肢 体 不 自 由
総 数	100 %	100	100	100	100
自 費	89.7	93.5	96.2	84.1	86.8
福に 祉よ る 法 による	一部負担	0.8	0.6	0.5	0.8
	全額負担	4.7	2.2	0.5	5.3
援護法による	1.8	0.8	0	0	2.6
そ の 他	2.6	2.9	1.8	5.3	2.5
不 詳	0.4	0	1.1	0	0.7

が一部公費負担による者より6倍も多いということは研究を要する問題といえよう。援護法によるものは全て全額公費負担によるものであるが、その他によるものの中には健康保険等による給付が含まれる。

3. 更生医療受療の効果

更生医療の受療の効果は附表6の3の通りであって、級の移動を伴うものは全体の5.5%に過ぎない。更生医療の受療者が多いにも拘らず比較的效果が上っていないのは、受療者中には前述の如く福祉法以前の者が可成り多いため当時においては福祉法の如く等級がなく級の異動を明かにすることが出来なかったこと及び同級内における異動が可成り多いことも考えられる。

附表6の3 更生医療受療の効果(実数)

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不詳
総数	479	82	78	76	80	84	74	5
1級	84	80	2	1	1	—	—	—
2級	82	2	76	2	1	—	1	—
3級	78	—	—	72	3	3	—	—
4級	86	—	—	—	75	7	4	—
5級	75	—	—	—	—	74	1	—
6級	69	—	—	1	—	—	68	—
不詳	5	—	—	—	—	—	—	5

第7章 補 装 具

1. 障害種類別にみた補装具要否者数及び受給者数

補装具を必要とする者及び既に受給した者の数は附表7の1に示す通りであって、必要とする者は全体の44.3%である。既に受給した者はその中の38.2%であるが、その中更に受給を必要とする者が96.3%もいることは補装具の耐用年数を考慮すれば容易に首肯し得るところであろう。受給者数及び未受給者数は肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、音声障害の順となっているが、音声障害者が極めて少いのは音声障害者が数からみて少いこととこれに対する補装具が人口喉頭のみであることによるのであろう。

附表7の1 障害種別別, 補装具要否者数及び受給者数百分率

	総数	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由
総数	100 %	100	100	100	100
必要有	44.3	29.4	52.4	10.2	38.6
〃無	55.7	70.6	47.6	89.8	61.4
受給有	100 %	100	100	100	100
必要有	96.3	95.8	98.5	66.7	96.6
〃無	3.7	4.2	1.5	33.3	3.4
受給無	100 %	100	100	100	100
必要有	33.7	50.8	45.0	78.0	27.0
〃無	66.3	49.2	55.0	22.0	73.0

2. 補装具種目別, 要受給件数

補装具の要受給者は48,000人であるが, その必要とする補装具は381,000件であって, これは1人当りの要受給件数が1.1件であることを示している。これを種目別にみると附表7の2の通りで盲人安全つえが最も多く85,000件で補聴器の56,000件, 補助ステッキの51,000件がこれについている。

附表7の3 補装具種目別, 要受給件数百分率

	総数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総数	100 %	100	100	100	100
盲人安全つえ	22.3	72.4	0	0	0.5
義眼	2.5	8.0	0	0	0.2
眼鏡	5.4	16.9	0.4	6.6	0.2
補聴器	14.7	0.8	97.3	46.7	0.7
人口喉頭	0.4	0	0	46.7	0
義手	8.5	0.2	0	0	15.4
義足	9.4	0.2	0	0	17.2
装具	9.7	0.2	0	0	17.6
車椅子	2.8	0.2	0	0	5.0
尿収器	0.7	0.2	0	0	1.3
補助ステッキ	13.3	0.9	1.5	0	23.3
松葉つえ	9.1	0	0.8	0	16.4
断端袋	1.2	0	0	0	2.2

3. 補装具種目別, 受給件数

補装具の受給者数は 133,000 人であるが、これに対する受給件数は 225,000 件で 1 人当たり 1.7 件の受給率を示している。受給件数は要受給件数と略々同様の傾向を示しているが義足が最も多く次いで盲人安全つえ、義手の順となっている。

附表7の4 補装具種目別受給件数百分率

	総 数	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	声 害 障 害	肢体不自由
総 数	100 %	100	100	100	100
盲人安全つえ	22.4	79.2	5.3	0	3.0
義 眼	2.7	7.9	0	0	1.1
眼 鏡	2.9	10.4	0	0	0.3
補 聴 器	7.4	1.4	93.4	57.1	0.3
人 口 喉 頭	0.3	0	0	42.9	0
義 手	13.4	0	0	0	19.9
義 足	24.2	0.7	0	0	35.7
装 具	8.5	0	0	0	12.7
車 椅 子	0.9	0	0	0	1.4
尿 収 器	1.0	0	0	0	1.6
補助ステッキ	3.6	0.4	0	0	5.3
松 葉 つ え	9.7	0	1.3	0	14.3
断 端 袋	3.0	0	0	0	4.4

4. 費用負担の状況

補装具受給者の費用負担の状況は附表7の5の通りであって、自費が最も多いがこれは更生医療の場合と同様な理由によると考えられ、又福祉法によるものの中全額公費負担による者が多いことも更生医療の場合と同様検討を要する必要がある。

附表7の5 補装具受給者の費用負担状況百分率

	総 数	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	音 声 障 害	肢 体 不 自 由	
総 数	100 %	100	100	100	100	
自 費	25.1	33.3	19.7	28.6	22.5	
償 還 法 に 依 拠 する	一部公費	18.1	12.2	56.6	28.6	16.2
	全額公費	33.2	45.9	17.1	28.6	30.2
援 護 法	16.0	3.6	5.3	14.2	21.8	
そ の 他	7.6	5.0	1.3	0	9.3	

第 二 編

統 計 表

第1表 世帯種別、障害種類別、身体障害者数

	総数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総数	3,850	879	492	147	2,332
被保護世帯であつて社会保険加入世帯	34	6	5	1	22
被保護世帯	276	89	33	8	146
社会保険加入世帯	2,204	470	273	79	1,382
その他の世帯	1,336	314	181	59	782

第2表 障害種類別、年齢階層別、身体障害者数

	総数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総数	3,850	879	492	147	2,332
18 ～ 20才未満	92	17	15	9	51
20 ～ 29	561	88	56	45	372
30 ～ 39	799	122	77	33	567
40 ～ 49	730	141	80	25	484
50 ～ 59	712	173	93	20	426
60 ～ 69	555	165	98	8	284
70 ～	401	173	73	7	148
不詳	-	-	-	-	-

第3表 障害種類別、程度別、身体障害者数

	総数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総数	3,850	879	492	147	2,332
1級	497	361	26	10	100
2級	719	181	139	47	352
3級	626	68	117	61	380
4級	811	66	78	24	643
5級	598	65	19	1	513
6級	579	129	111	2	337
不詳	20	9	2	2	7

第4表 障害種類別，原因別，身体障害者数

	総数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総数	3,850	879	492	147	2,332
先天的疾患	483	97	103	86	197
後天的疾患	3,356	779	387	61	2,129
旧軍人軍属で業務上の災害	380	41	16	4	319
業務上の災害	398	40	8	2	349
疾病	1,969	565	260	38	1,106
交通	90	3	2	1	84
戦災	23	2	3	0	18
天災	16	2	1	2	11
その他	480	126	97	14	243
不詳	11	3	2	0	6

第5表 障害種類別，障害時年齢階層別，身体障害者数

	総数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総数	3,850	879	492	147	2,332
0 ～ 9才未満	1,156	230	192	123	611
10 ～ 19	476	101	70	2	303
20 ～ 29	709	115	45	9	540
30 ～ 39	436	104	33	1	298
40 ～ 49	367	96	35	4	232
50 ～ 59	333	99	46	4	184
60 ～	329	122	64	4	139
不詳	44	12	7	-	25

第6表 障害種類別, 学歴別, 身体障害者数

			総 数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総	数		3,850	879	497	147	2,332
大	学	卒	48	7	7	-	34
短	大	卒	52	13	5	-	34
高	校	卒	411	76	31	78	226
中	学	卒	1,006	160	93	35	718
小	学	卒	1,779	419	229	25	1,106
末	就	学	554	204	127	9	214

第7表 障害種類別, 施設別, 入所者数

			総 数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総	数		76	21	8	8	39
更	生	援	9	1	-	-	8
保	護	施	9	1	1	-	7
医	療	施	32	9	2	-	21
特	殊	学	26	10	5	8	3
そ	の	他	-	-	-	-	-

第8表 障害種類別, 職業別, 身体障害者数

			総 数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総	数		3,850	879	492	147	2,332
教	授	及	27	4	-	-	23
あ	ん	ま	198	177	1	-	20
事	務	従	162	13	5	3	141
呼	売	人	59	6	4	-	49
上	記	以	230	28	23	1	178
農	大	牧	884	155	186	61	482
全	属	及	84	5	11	3	65
指	物	職	73	6	10	5	52
裁	縫	師	117	2	9	9	97
そ	の	他	2,016	483	243	65	1,225

第9表 障害種類別，本人の収入（勤労・事業）階層別，身体障害者数

	総 数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総 数	3,850	879	492	147	2,332
無 収 入	1,796	500	214	56	1,026
1 円 ~ 1,000 円未満	100	29	16	4	51
1,000 ~ 3,000 円未満	426	73	76	41	236
3,000 ~ 5,000 円未満	349	75	52	23	199
5,000 ~ 10,000 円未満	561	113	84	16	348
10,000 ~ 15,000 円未満	282	48	25	-	209
15,000 ~ 20,000 円未満	174	22	15	3	134
20,000 ~ 30,000 円未満	114	14	8	1	91
30,000 ~ 100,000 円未満	45	5	2	2	36
100,000 円以上	2	-	-	-	2
不 詳	1	-	-	1	-

第10表 障害種類別，世帯構成人員別，身体障害者数

	総 数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総 数	3,850	879	492	147	2,332
1 人 世 帯	157	55	23	6	73
2 人 世 帯	313	89	38	10	176
3 人 世 帯	442	94	61	10	277
4 人 世 帯	521	122	56	21	322
5 人 以 上	2,417	519	314	100	1,484

第11表 障害種別別，世帯収入（現金・現物）階層別，身体障害者数

	総数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総数	3,850	879	492	147	2,332
円0～1,000未満	2	2	-	-	-
1,000～3,000未満	115	43	17	-	55
3,000～5,000未満	203	69	26	12	96
5,000～10,000未満	796	199	109	28	460
10,000～15,000未満	885	196	99	29	561
15,000～30,000未満	1,446	293	180	60	913
30,000～100,000未満	383	71	60	17	235
100,000～以上	13	2	1	-	10
不詳	7	4	-	1	2

第12表 障害種別別，就業別，身体障害者数

	総数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総数	3,850	879	492	147	2,332
従業中	2,270	413	340	92	1,425
業主	944	241	110	15	578
常用	500	61	48	17	374
日雇	115	13	24	11	67
家族従事者	525	76	127	43	279
その他	186	22	31	6	127
休業中	66	21	3	1	41
失業中	63	8	3	4	48
就業不能	1,061	331	95	31	604
その他	390	106	51	19	214

第13表 障害種類別，更生医療受療状況別，必要の有無別，身体障害件数

	総 数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総 数	3,858	880	493	148	2,337
要	491	131	41	9	310
否	3,367	749	452	139	2,027
受けたことあり	479	149	54	9	267
要	284	86	29	5	164
否	195	63	25	4	103
現在受けている	26	8	2	1	15
要	26	8	2	1	15
否	-	-	-	-	-
受けたことなし	3,353	723	437	138	2,055
要	181	37	10	3	131
否	3,172	686	427	135	1,924

第14表 障害種類別，補装具受給の有無別，必要の有無別，身体障害者数

	総 数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総 数	3,850	879	492	147	2,332
必 要 有	1,705	533	258	15	899
必 要 無	2,145	346	234	132	1,433
受 給 有	652	192	68	6	386
必 要 有	628	184	67	4	373
必 要 無	24	8	1	2	13
受 給 無	3,198	687	424	141	1,946
必 要 有	1,077	349	191	11	526
必 要 無	2,121	338	233	130	1,420

第15表 障害種類別，補装具種目別，要受給件数

	総 数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
総 給 件 数	1,867	569	263	15	1,020
盲 人 安 全 つ え	417	412	-	-	5
義 眼	47	45	-	-	2
眼 鏡	100	96	1	1	2
補 聴 器	275	5	256	7	7
人 工 喉 頭	7	-	-	7	-
義 手	158	1	-	-	157
義 足	176	1	-	-	175
装 具	181	1	-	-	180
車 椅 子	52	1	-	-	51
尿 収 器	14	1	-	-	13
補 助 ス テ ッ キ	248	6	4	-	238
松 葉 つ え	169	-	2	-	167
断 端 袋	23	-	-	-	23

第16表 障害種類別，補装具種目別，受給件数

	総 数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由
受 給 件 数	1,101	279	76	7	739
盲 人 安 全 つ え	247	221	4	-	22
義 眼	30	22	-	-	8
眼 鏡	31	29	-	-	2
補 聴 器	81	4	71	4	2
人 工 喉 頭	3	-	-	3	-
義 手	147	-	-	-	147
義 足	266	2	-	-	264
装 具	94	-	-	-	94
車 椅 子	10	-	-	-	10
尿 収 器	11	-	-	-	11
補 助 ス テ ッ キ	40	1	-	-	39
松 葉 つ え	107	-	1	-	106
断 端 袋	34	-	-	-	34